

令和 8 年第 2 回 定例会

都市建設常任委員会会議概要

委員長 渡 部 伸 広

副委員長 里 村 誠 悦

1 開催日時 令和8年6月12日（金曜日）午前10時28分～午前11時1分

2 開催場所 第4委員会室

3 審査案件

請願第4号 地籍調査事業の進捗加速を求める請願

請願第5号 入内地区を地籍調査事業地の優先地とすることを求める請願

4 報告案件

（1）事故の報告について

（2）事故の報告について

（3）損害賠償等請求事件に関する訴訟上の和解について

（4）桜川第二ポンプ場の器物損壊事案について

（5）水道部のプロモーション活動について

○出席委員

委員長 渡部伸広

委員 木戸喜美男

副委員長 里村誠悦

委員 工藤健

委員 赤平勇人

委員 長谷川章悦

委員 中村美津緒

委員 花田明仁

○欠席委員

なし

○説明のため出席した者の職氏名

企業局長 舘山新

都市整備部参事 小田一彦

都市整備部長 木村颯希

水道部次長 森田新

都市整備部理事 土岐政温

水道部次長 川上連太郎

水道部長 舘山公

交通部次長 佐々木英次

交通部次長 高野雅子

水道部総務課長 小山和紀

都市整備部次長 櫻田文明

関係課長等

都市整備部次長 福士秀徳

○事務局出席職員氏名

議事調査課課長 横内英雄

議事調査課主査 石田彩美

○渡部伸広委員長 ただいまから、都市建設常任委員会を開会いたします。

それでは、本日の案件に入ります。

初めに、今期定例会において本委員会に付託されました請願2件について、ただいまから審査いたします。

請願第4号「地籍調査事業の進捗加速を求める請願」を議題といたします。

本請願に対する市当局の意見等について説明を求めます。都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事 請願第4号「地籍調査の進捗加速を求める請願」について、市の考え方を御説明いたします。

請願の趣旨であります、本市の地籍調査事業の進捗率が県内市町村と比較し、低い状況にあることから、事業進捗の加速を求めるものです。

まず、地籍調査事業の概要であります、本事業は、国土調査法に基づき、一筆ごとの土地の所有者、地番、地目を調査し、境界及び面積に関する測量を行い、その結果を地籍図・地籍簿として取りまとめ、法務局に送付する事業となっており、令和7年度末で対象面積約514平方キロメートルのうち約303平方キロメートルが完了し、進捗率は約59%であります。

資料の地籍調査実施区域図を御覧ください。

青で囲まれた部分が全体の計画区域で、茶色の塗り潰しが実施済み区域、現在はオレンジ色で囲まれている新城山田地区と佃地区の調査を実施しております。

この地籍調査の成果であります地図及び簿冊は、都市基盤整備の基礎資料、固定資産税の課税資料など、市の行政資料として活用されるばかりでなく、法務局に備え付けられることで民間の土地調査、土地取引等に広く活用されているところであります。

また、地籍調査の成果である地図情報は、現地復元性の高さから災害時における迅速な復興に資するものであり、東日本大震災以降はその重要性を増しているところであります。

これらのことから、本市では、事業の進捗を図るとともに、限られた予算を効率的に執行するため、国の補助金を活用しており、さらなる国の支援を求め要望を行っているところであります。

いずれにいたしましても、今後も土地所有者の御協力を得ながら事業推進に努めてまいります。

以上でございます。

○渡部伸広委員長 これより質疑を行います。御質疑ありませんか。赤平委員。

○赤平勇人委員 この地籍調査は昭和26年から始まっているということで、この請願書にも書いてあるんですけども、1年での進捗はどれぐらいなのか、そして費用はどれぐらいかかっているのか分かりますか。

○渡部伸広委員長 都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事 1年での進捗率と費用といいますと、スタートしてか

らのものと、資料がなかなかないんですけれども……

〔赤平勇人委員「最新で」と呼ぶ〕

○土岐政温都市整備部理事 新城山田地区を例に取りますと、予算は大体 100 万円から 200 万円の間で、その年によって進捗率は変わるんですけれども、0.04 平方キロメートルないし、0.07 平方キロメートルですので、ヘクタールにすると……

○渡部伸広委員長 赤平委員。

○赤平勇人委員 じゃあ、ちょっとごめんなさい。

聞き方をちょっと変えますけれども、例えば新城山田だと、いつから手をかけていて、いつ頃終わるというイメージなんですか。

○渡部伸広委員長 都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事 新城山田ですけれども、これは第 7 次国土調査事業十箇年計画に基づいて行っておりまして、令和 2 年度からスタートしております。十箇年計画ですので、10 か年で終わるというのが望ましいんですけれども、いかにせん予算環境が非常に大きく影響するものですから、今の予算環境で進めたと仮定しますと、あと 28 年ほどかかります。

○渡部伸広委員長 赤平委員。

○赤平勇人委員 そうなると、例えば、請願第 5 号にある入内だとか、この空白になっている市街地の部分までいくとなると、物すごい時間がかかると思うんです。

それで、実際に境界の問題だとか、様々そういう民の相談も寄せられる中で、やっぱりこの地籍調査は結構意義があるものだというように、大事なものだというように思いますので、私は、この請願は採択する意義があると思います。

以上です。

○渡部伸広委員長 ほかに発言ありませんか。工藤委員。

○工藤健委員 青森市は山林地帯の面積が多いというのは分かるんですけれども、同じ中核都市の弘前市、八戸市はパーセントが高いですね。

市民の皆さんからすれば、何で青森市だけ進捗率が低いんだろうということになると思うんですけれども、伸び悩んでるのは、どのような要因なんでしょうか。

○渡部伸広委員長 都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事 弘前市、八戸市に比べて遅れている理由で、客観的に申し上げられることといたしますと、青森市の調査対象面積が、先ほど申し上げましたとおり約 514 平方キロメートルで、一方、弘前市は調査対象面積が約 370 平方キロメートル、八戸市は約 299 平方キロメートルというところがまず一番の物理的な違いがあると思っております。

参考までに、令和 6 年度の実施済み面積はトータルですけれども、青森市が約 303 平方キロメートル、弘前市が約 337 平方キロメートル、八戸市が約 232 平方キロメートルということですので、進捗状況からいくと、決して遅いほうではないという認識ではあるんですが、やはり最大の――土地の境界、すなわち、その土地所有者の

権利の範囲を定めるものでありますから、その土地所有者の同意、隣接者同士の合意といいますか、同意といいますか——そういうところも原因の一つではないかというようには考えております。

以上でございます。

○渡部伸広委員長 工藤委員。

○工藤健委員 今回の請願書の内容を見ると、現に土地問題に対して懸念を抱いているということなので、そういう意味では、市民の財産を守るという目的でしょうから、しっかり対応する必要があると思います。

ですから、私も請願には賛成したいと思います。

○渡部伸広委員長 ほかに発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡部伸広委員長 なければ、質疑はこれにて終了いたします。

これより採決いたします。

請願第4号については、採択すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡部伸広委員長 御異議なしと認めます。

よって、請願第4号は採択すべきものと決しました。

次に、請願第5号「入内地区を地籍調査事業地の優先地とすることを求める請願」を議題といたします。

本請願に対する市当局の意見等について説明を求めます。都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事 請願第5号「入内地区を地籍調査事業地の優先地とすることを求める請願」について、市の考え方を御説明いたします。

請願の趣旨であります。現在、土地の所在や境界が不整合であることから境界の争いを懸念し、資料の地籍調査実施区域の赤で囲まれた入内地区を調査事業地の優先地として求めるものです。

地籍調査は、法務局にある公図や地積測量図等を基に現地の境界を復元し、土地所有者の皆様の合意が得られれば、境界が確定され、正確な地図や地籍簿が作成されることとなりますが、土地所有者の合意が得られなければ、土地の境界は決まらず筆界未定となり、複数の土地が一つの土地のように公図に表示されることとなります。

次に、地籍調査事業の計画策定の経緯について御説明します。

補助金を活用した地籍調査事業は、令和2年度に閣議決定された第7次国土調査事業十箇年計画に基づき、令和11年度までを実施期間とし、事業を実施しております。

この第7次の計画策定に先立ち、各市町村の事業実施要望箇所の調査があり、その際に、国から森林保全や社会資本整備、都市開発、防災対策、所有者不明土地対策、これらに関する地籍調査を重点的に支援することが示され、効率的な事業実施

のため、これらを考慮し、現在の調査地区を選定した経緯があります。

今後の地籍調査の実施地区の検討は、次期十箇年計画の策定の際に行うこととなりますが、前回と同様に、国より重点的な支援対象の考え方が示された後に調査地区を検討し、選定することとなります。

以上でございます。

○渡部伸広委員長 御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡部伸広委員長 質疑はないものと認めます。

これより採決いたします。

請願第5号については、採択すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○渡部伸広委員長 御異議がありますので、起立により採決いたします。

請願第5号については、採択すべきものと決することに賛成の諸君の起立を求めます。

起立多数であります。よって、請願第5号は採択すべきものと決しました。

以上で、今期定例会において本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

(審 査 終 了)

○渡部伸広委員長 次に報告事項に入ります。

初めに、「事故の報告について」は、関連する2件の事故について、一括で報告を求めます。都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事 市道の破損に起因して発生した事故2件につきまして、お手元に配付しております資料に基づき、御報告します。

資料1を御覧ください。

事故の発生は、令和8年5月2日土曜日、午後11時30分頃に、合浦二丁目の市道合浦二丁目9号線において、走行中の車両が道路の穴に落ち、左側前後輪タイヤ及び左側前輪ホイールを損傷したものであります。

資料2を御覧ください。

事故の発生は、令和8年5月16日土曜日の午後8時00分頃に、千刈三丁目の市道千刈三丁目4号線において、走行中の車両が道路の穴に落ち、バンパー及び左右フロントフェンダーを損傷したものであります。

事故現場につきましては、事故の通報を受け、道路維持課職員がパトロールの上、応急補修をしたところです。

なお、今回の事故については、幸いけが人はなく、市が加入している保険の引受会社と協議をしながら相手方と交渉中であります。

これまでも、道路破損箇所の早期発見・早期補修につきましては、道路維持課職員のパトロールや職員総パトロール制度により、適宜、実施体制を構築しておりますほか、市ホームページ上にて、広く市民の皆様に情報提供の御協力を呼びかけているところでありますが、今後とも、より迅速な対応を行い、事故の未然防止を図るよう努めてまいります。

事故の報告については以上でございます。

○渡部伸広委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡部伸広委員長 質疑はないものと認めます。

次に、「損害賠償等請求事件に関する訴訟上の和解について」報告を求めます。水道部長。

○館山公水道部長 損害賠償等請求事件に関する訴訟上の和解について、御報告いたします。

資料を御覧ください。

まず、経緯についてであります。

令和元年11月22日、公正取引委員会が特定活性炭の販売業者による独占禁止法違反の談合に対し、排除措置命令及び課徴金納付命令を発令しました。

これを受け、青森市では令和3年9月3日、平成27年度及び平成28年度の入札における違反事業者である本町化学工業株式会社、水 i n g 株式会社及び株式会社クラレに対し、損害賠償請求を行いました。履行されませんでした。このため、平成27年度分として本町化学工業株式会社及び水 i n g 株式会社に対し、損害額1157万7654円、弁護士費用相当額115万7000円及び遅延損害金、平成28年度分として本町化学工業株式会社及び株式会社クラレに対し、損害額34万2723円、弁護士費用相当額3万4000円及び遅延損害金を令和5年3月30日、青森地方裁判所に損害賠償請求訴訟を提起いたしました。

その後、令和5年9月7日から令和7年12月2日まで11回にわたり、弁論準備手続を行ってまいりましたが、本年3月6日に裁判所から和解条項案が提示されたところであり、これを5月22日に原告であります青森市及び被告3社が受諾し、訴訟上の和解が成立しました。

和解の内容は、本町化学工業株式会社及び水 i n g 株式会社が青森市に対し、解決金としてそれぞれ450万円の支払い義務を認める内容となっております。

報告は以上でございます。

○渡部伸広委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡部伸広委員長 質疑はないものと認めます。

次に、「桜川第二ポンプ場の器物損壊事案について」報告を求めます。水道部長。

○館山公水道部長 桜川第二ポンプ場の器物損壊事案について御報告いたします。

資料を御覧ください。

本事案は、令和8年5月25日の午前11時頃、水道部の担当職員が施設巡回していたところ、桜川第二ポンプ場において、地下タンク油量計、水道メーターボックスの蓋、駐車禁止用のカラーコーンの破損を発見したものであります。

その後、施設を所管する蜷貝ポンプ場の場長ほか数名で現場を確認したところ、人為的な器物損壊であると判断し、青森警察署へ通報しております。また、同日付で被害届を青森警察署へ提出し、受理されております。

今後の対応につきましては、今回の事案によって桜川第二ポンプ場の運転に直接の影響はないものの、設備の修繕を行うこととしております。それまでの間は、被害のあった設備の周囲に立入禁止のロープを設置し、迷惑行為防止の看板を掲示することとしております。

なお、青森警察署に対し、当該施設周辺の巡回を強化していただくよう依頼したところであります。

報告は以上でございます。

○渡部伸広委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡部伸広委員長 質疑はないものと認めます。

次に、「水道部のプロモーション活動について」報告を求めます。水道部長。

○館山公水道部長 水道部のプロモーション活動について御報告いたします。

資料を御覧ください。

水道部では、これまでもウォーターフェアの開催など、市民に親しまれる上下水道事業のPRに努めてきたところですが、今後さらに住民の理解を深めるとともに、本市の上下水道事業経営の安定化、健康で文化的な市民生活の確保、活力ある地域社会の実現を目指して、プロモーションの強化を図ってまいりたいと考えております。

その推進体制として、今年度から新たに、あおもりウォータープロモーション実行委員会を組織し、関連団体との連携による効果的・効率的な展開を図ることとしております。

また、青森港暮らしのマルシェや第80回国民スポーツ大会といった他の事業や行催事とタイアップすることにより、相乗効果や効率的な運営を図ってまいります。

今年度は、「1. 青森港暮らしのマルシェタイアップ あおもりの水プロモーション」として、6月27日及び28日に柳町通りにおいて、おうちの水回り無料相談会のほか、水道事業紹介、利き水会、体験型ワークショップなどの開催を予定しております。

また、2点目として、恒例となっております、あおもりウォーターフェアは、7月19日に青森市役所本庁舎において、上下水道事業紹介や水道水の利き水会、水を使った体験型ワークショップ、ウォータースライダー、ステージイベント、クラブ

ト雑貨などの開催を予定しております。

「3. 第 80 回国民スポーツ大会連携事業 青森市の水道水プロモーション」では、本市における国スポ開催期間中に、一部の競技会場において青森市の水道水提供等によるプロモーション活動を行う予定としております。

委員の皆様には、あおもりウォーターフェア 2026 をはじめとする各種事業を広くPRしていただきますとともに、御多忙とは存じますが、ぜひ会場へ足を運んでいただきますようよろしくお願いいたします。

なお、現在、本庁舎1階のサードプレイスにおきましても、水道週間にちなんだ展示を行っておりますので、こちらもぜひ御覧いただければと思います。

報告は以上でございます。

○渡部伸広委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等はありませんか。赤平委員。

○赤平勇人委員 あおもりウォーターフェアなんですけれども、以前、市民の方から、子どもたちがウォーターライダーを滑る際に、国道側に滑ると、昨今こういう御時世ですので、例えば盗撮などのおそれがあるので配慮してほしいという声があったんですけれども、そういう配慮は、今後何か考えていらっしゃるのでしょうか。

○渡部伸広委員長 水道部長。

○館山公水道部長 昨年、そういった御指摘や議会でも質問された経緯もありますので、場所や向きの設定を様々検討しておりまして、昨年度のように市民の方から指摘されることのないような配置を今検討しております。

〔赤平勇人委員「了解です」と呼ぶ〕

○渡部伸広委員長 ほかに発言はありませんか。工藤委員。

○工藤健委員 去年、ウォーターフェアを見ましたけれども、たくさんの方々が来ていて、子どもたちもたくさんいて、とても喜んでいましたようです。

中心市街地でそのような水に触れることがなかなか難しい中では、とてもいい試みだと思います。多分、今年も楽しみにしている子どもたちが多いと思いますので、毎年続けていただくよう要望します。

○渡部伸広委員長 ほかに発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡部伸広委員長 なければ、質疑はこれにて終了いたします。

この際、ほかに理事者側から報告事項などありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡部伸広委員長 また、委員の皆さんから、御意見等ありませんか。赤平委員。

○赤平勇人委員 すみません、その他なんですけれども、先般、地元紙の6月11日付の朝刊の中で、国土交通省が交通空白地区の調査を実施して、それで、青森市が——これは、地区数は市町村がそれぞれ決めるというか、対象がどこだというの

を言うらしいんですけれども、青森市の場合、交通空白地区が2つありますというように国土交通省に回答していることが示されているんですけれども、もし、今分かれば、どこなのか教えていただくことはできますか。

○渡部伸広委員長 都市整備部長。

○木村颯希都市整備部長 今日、担当課が来ていないので、また御説明します。

○渡部伸広委員長 赤平委員。

○赤平勇人委員 お願いします。

あともう1点、除排雪についてなんですけれども、一般質問でも様々ありましたが、日報等の公表の検討について、これまでの答弁だと、市民に分かりやすいような形で日報等も公表していくというお話がこれまでの答弁でもあったと思うんですが、その中で、資料の公表について、残路線図の公表が大事じゃないかなというように思うんです。

G P Sの搭載だけではなくて、質問の中でも入ったか入っていないか、やったかやっていないかという問題もあったかと思うんですけれども、残路線図の公表についての認識だけお伺いしたいと思います。

○渡部伸広委員長 都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事 残路線図の公表では、以前、工藤健議員から残路線図を地域の人が分かれば、非常に安心できる材料にもなるんじゃないかというようなお話もありました。

これまでお答えしているとおり、G P Sにつきましては、もう次の9月の定例会で予算案の補正というところまで今、具体的に考えているところでありまして、そのG P S機能を最大限発揮できるような形で、システムを今、どのようにしていくかというのをいろいろ調べていたり、ヒアリングしているところでありますので、行く行くはそういう形が望ましいと思っております。

○渡部伸広委員長 赤平委員。

○赤平勇人委員 G P Sの軌跡を補完する上でも、この残路線図の公表はある意味大事だと思うんです。あとは、例えばホームページを見られない方に対する配慮なども必要でしょうし、例えば町会とかへの情報提供というのも、こういう残路線図を毎日毎日送るのは、なかなか大変でしょうけれども、問い合わせたときに町会とのネットワークの中で公表できるような形だとか、そういうのもぜひ追求していただきたいと思っております。

以上です。

○渡部伸広委員長 ほかに発言はありませんか。中村委員。

○中村美津緒委員 私も除排雪について、まず1点ちょっと要望させていただきたいと思います。

私の一般質問が終わってから木村議員の質問で、ああ、なるほどなと思ったことに対して1つ要望したいんですけれども、工区内でも今、細いところを工区内狭隘

路線にしてもいいんじゃないかなってところが結構あると思うんですよ。

昨日、木村議員の中で篠田のところを取り上げていたところがあって、そこも結構、これ、狭隘でもいいんじゃないかなというところ、結局やっぱり最後まで残ってしまうんですよね。なので、そこは本当に工区内狭隘、もしくは本当に工区外狭隘、いずれにしても狭隘にしてもいいと思うので、それを今度はちょっと改善点の検討にひとつ入れてもらいたいというのと——続けてよろしいですか。

○渡部伸広委員長 はい。

○中村美津緒委員 昨日、木村議員の一般質問が終わってから、御意見をいただいたことをちょっと事実確認したいので、確認したらお示しいただきたい事実確認がありました。

1点目が、2月3日から県の要綱に伴って単価契約になりました。でも、それは、業者さんは2月6日から単価契約だというのは後から聞かされていたはずだと私は思っているんですが、昨日の一般質問のやり取りを聞くとですよ——いよいよ2月6日から単価契約だぞ、今まで入ってなくてよかったな。よし、単価契約だぞ。入るべ入るべ——みたいな、意図的に単価契約を見計らって入ったような、そういった誤解を招くような感じに見受けられたというふうな御意見をいただいたので、そうじゃないんだよと。私たちはあくまでも知らなかったんだと。後から単価契約になるっていうのを聞いたんだっていうのをまず、それを確認してほしいというのがまず1点目。

それで、2点目が、筒井三丁目の累計降雪量の資料が出されました。その際に、筒井三丁目のI-3-1Aが3巡目——要は、工区、シーズンで3巡しか入ってないっていうふうな言い方をされたけれども、いやいや、私たちは4巡目に入ったけれども、途中で単価契約になったと。なので、3巡しか入ってないっていうのは、それはちょっと誤解だと。それを確認してほしいというのが2点目。

次は、これ、違う方から御意見をいただいたのは、千富町一丁目、金沢一丁目、二丁目のD-11工区、これ、工区名を出しちゃったからまずかったと思うんですけども、映し出されたところの画像が、これ、D-11じゃないはずだと。これ、工区外狭隘の——私たちの、ちょっと違った路線だよと、場所だよというふうな映像が出されたそうなんです。なので、その画像が狭隘なのかどうか。私が昨日現場に行ったら狭隘だったんですけども、一応、事実確認で、市のほうにも確認をしてもらいたいと思います。

それで、次、これはちょっと業者さんからもう、いや、もう非常に不服だと。抗議の電話をいただいたのが篠田二丁目、三丁目でした。C-6って、こう、バーンと出ちゃったんですけども、業者さんは1月22日から連日入ってた。ずっと。入ってたけれども追いつかなかった。

それで、去年は可だったけれども、今回は不可という評価になったことに対しては重く受け止めているものの、まずその評価に対しても非常に違和感を持っていた

と。ただ、昨日の一般質問を見ていて、1月22日からは、ほぼ毎日入っていったようだが、本当に入ってほしいときに入らなくて、332センチメートル、累計降雪量が積もってから入ったような、みんなが誤解するような、あの資料の配信には、すごく、こう——不服だと。私たちはあくまでも1月22日のときに入ってるときには、そんな332センチメートルとか積もっているような状況で入ってるはずがないと。毎日入ってたはずだと。

これは、業者が資料をチェックして、ああやってモニターに映してるのかって聞かれたので、いや、私たちがいつも資料をモニターに映すときは、自分たちが作ったものを映していますと。なので、市は確認していないと思います、していませんと答えましたが、業者さんは非常に不服だと。

それで、さらにモニターに映した写真——あそこが、先ほど私が言った——僕も相談を受けたのが2月の5日で、前の室長から私が報告を得たのは、そこはもう——そこに入っているタイヤショベルだと入っていけないので、重機を変えて入っていくので、時間がちょっとかかる——要すると。私もそうやって説明を受けたんですよ。それで、入ったのが、たしか2月の7日、8日だったんですよ。でも、あの2月の8日の写真が映されていて、同じ点から3方向に写してたんですね。私も現場を見てきましたけれども。なので、あのモニターを見ると、あたかも篠田二丁目、三丁目が広範囲で、もう全然入っていないかのような、ああいうちょっとこう、言われ方だとすごくもう不服だと。訂正とかは求めないけれども、しっかりと伝えてほしいというふうに言われまして、最後はこの篠田二丁目、三丁目のC-6、大雪のときに、本当に入ってほしいときに入っていないというのは、ちょっと事実と違うので、私たちもちゃんと毎日入っていたよねっていうのを、不可だったけれども、ちゃんとそれをしっかり示してほしいと言われたので、この3つ、ちょっと時間がかかってもいいので、事実確認のほうを求めたいと思います。

以上です。

○渡部伸広委員長 都市整備部理事、分かりましたか。

○土岐政温都市整備部理事 はい、承知しました。

○渡部伸広委員長 それではお願いいたします。

ほかに発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡部伸広委員長 この際、私から申し上げます。

本委員会の視察についてであります。先般、事務局を通してお知らせしているとおり、7月6日月曜日から8日水曜日までの日程で、神奈川県相模原市及び栃木県宇都宮市において、行政視察を実施いたします。

御参加いただける委員におかれましては、何とぞよろしくお願いいたします。

以上をもって、本日の案件はすべて終了いたしました。

これにて、本日の委員会を閉会いたします。

(会 議 終 了)